

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年1月4日

【発行者名】 SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀井 正孝

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 佐藤 肇

【電話番号】 03-6229-0147

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの
名称】 SBI - PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SBI - PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)
(以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円上限

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

() 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。

() 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価額」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社) 電話番号 03 - 6229 - 0147 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時) ホームページ https://www.sbibim.co.jp/
--

(5)【申込手数料】

お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7)【申込期間】

2022年1月5日(水曜日)から2022年12月28日(水曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。

当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合に限り取得できます。

- () 前記(i)の定めは、当ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

- () 当ファンドは、収益分配金を無手数料で再投資する自動継続投資専用ファンドです。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他の留意事項

- (i) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込日当日が、ニューヨーク証券取引所の休業日(「申込不可日」といいます。)には、原則として、買付及び換金の申込みができません。

- () 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条

第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 海外 / 債券」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

商品分類

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産()
	内外	資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	(日本を除く)		
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	()	中近東		
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(債券・一般))				
資産複合				
()				

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	目論見書または信託約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、実質的に債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ ファンズ	目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1 世界の債券・通貨などに投資を行い、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指します

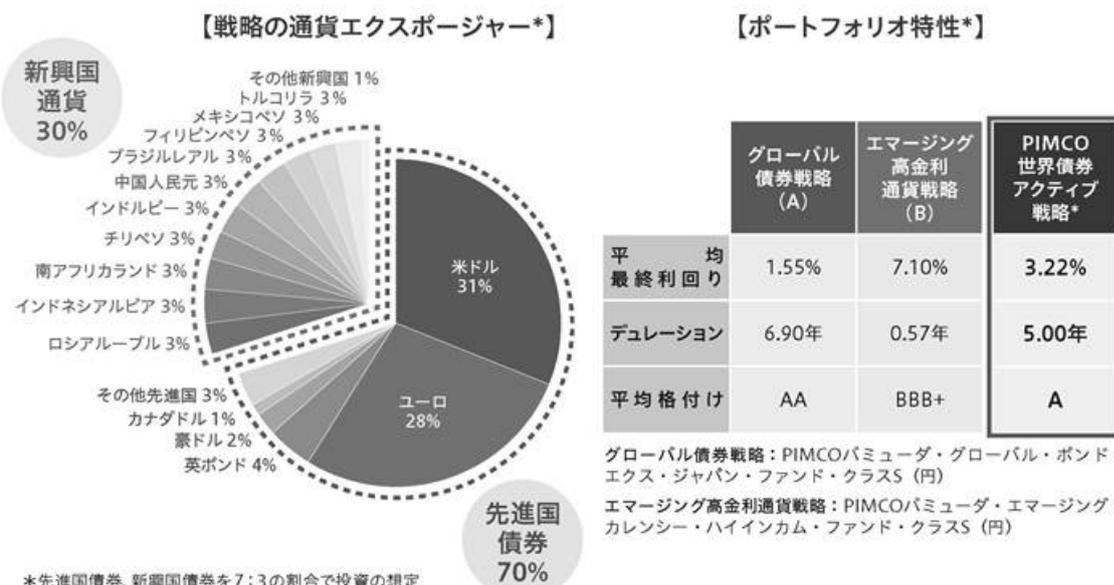
- ・先進国と新興国の投資割合を原則7:3に保つことで、安定した収益獲得を目指します。
- ・ファンダメンタルズ分析などに基づき、投資国の選定や投資比率をアクティブに決定します。
- ・原則として為替ヘッジは行いません。

※実際の投資は、投資対象ファンドである「PIMCO/パミュダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)」(先進国債券)および「PIMCO/パミュダ・エマージング・カレンシー・ハイインカム・ファンド・クラスS(円)」(新興国通貨)への投資を通じて行います。

2 先進国の安定性と新興国の成長性を融合した債券戦略です

PIMCO世界債券アクティブ戦略の概要

- ・当戦略は、PIMCOグローバル債券戦略(先進国債券戦略)、PIMCOエマージング高金利通貨戦略に原則7:3の割合で投資する世界債券アクティブ戦略です。
- ・先進国債券から安定的なインカムを獲得しつつ、新興国の中長期的な経済成長トレンドを新興国通貨を通じて享受することを目指します。



*先進国債券、新興国債券を7:3の割合で投資の想定

出所：PIMCO

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※2021年10月時点

※過去の実績は将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。見直し及び意見は予告なく変更となることがあります。

3 債券運用で定評のあるピムコの運用力を活用し、安定した収益の獲得を目指します

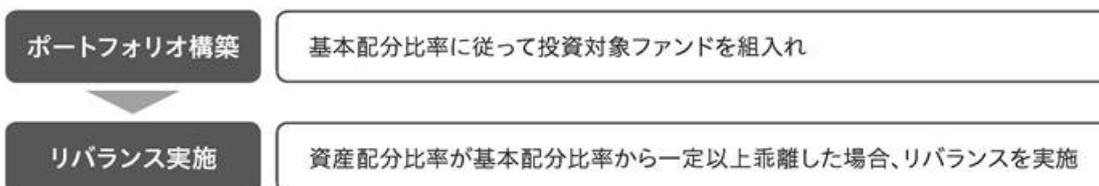
- ・ 投資する外国投資信託においては、ピムコ(PIMCO:パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が運用を行います。
- ・ 当ファンドは、外国投資信託証券の運用の指図権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。同社は、ピムコの日本拠点です。

資金動向、市場変動等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

ポートフォリオ構築プロセス

当ファンドは、基本配分比率*に基づき、投資対象ファンドを組入れます。ただし、値動き等によって資産配分比率が一定以上乖離した場合はリバランスを行います。



*基本配分比率:「PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)」と「PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハインカム・ファンド・クラスS(円)」の組入比率を原則7:3とします。

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

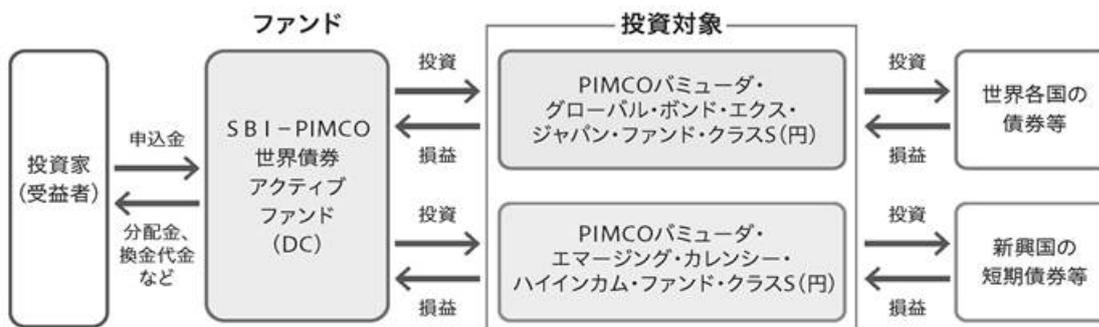
(2) 【ファンドの沿革】

2018年10月4日 信託契約締結・当ファンドの設定・運用開始

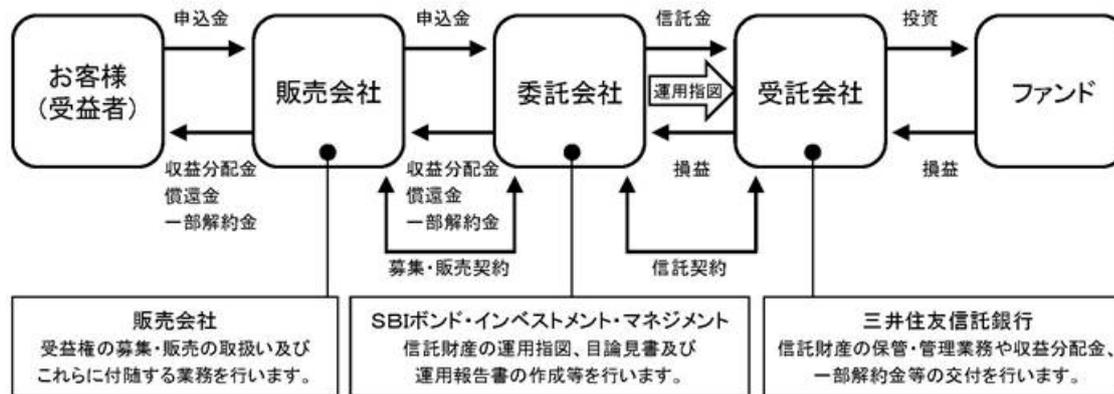
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆さまからお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



委託会社及び当ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

委託会社の概況(2021年10月末日現在)

(i) 資本金

150百万円

() 沿革

- 2015年12月7日： SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（SBI GAM）の完全子会社として、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社 設立
- 2016年4月7日： SBI GAMは、PIMCOグループ(本社米国カリフォルニア州ニューポートビーチ)における香港法人であるPIMCO Asia Limitedへ株式10%を譲渡
- 2016年4月12日： 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第2912号)
- 2019年4月26日： SBI GAMは、モーニングスター株式会社へ株式10%を譲渡
- 2019年12月26日： SBI GAMおよびモーニングスター株式会社は、SBIアセットマネジメント・グループ株式会社へ株式90%を譲渡

() 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,400株	90.00%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	600株	10.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

主として、投資対象ファンドへの投資を通じ、先進国債券および新興国債券等世界の債券市場に幅広く分散投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

投資対象ファンドの組入比率は高位を維持することを基本とします。各投資対象ファンドへの投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。投資対象ファンドについては、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

外国投資信託受益証券の運用指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

*「投資対象ファンド」とは、バミューダ籍外国投資信託「PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)」およびバミューダ籍外国投資信託「PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハイインカム・ファンド・クラスS(円)」です。以下同じです。

(2)【投資対象】

主な投資対象

投資対象ファンドを主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。))のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 1. から 4. に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。(信託約款第17条第3項)

< 参考情報 >

投資対象ファンドの概要

「PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)」

主要投資対象	日本を除く先進国の国債・モーゲージ債・社債等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ/円ベース)をベンチマークとし、先進国の国債以外にもモーゲージ債、社債、新興国債券等に投資対象を広げることにより、世界の債券市場に幅広く分散投資を行います。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時においては、平均デュレーションはベンチマーク±2年とします。 ・通常時においては、純資産総額の65%以上を、日本を除く3カ国以上の債券等に投資します。 ・新興国の発行体への投資は、総資産の10%以下とします。 ・債券の格付は主にBBB格相当以上としますが、総資産の10%以下の範囲でBB格相当もしくはB格相当の債券にも投資を行います。 ・ソブリン以外の同一発行体への投資は、総資産の10%以下とします。 ・短期金融市場証券の格付は、A-2/P-2格相当以上とします。
運用会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託報酬等	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に関する租税など。

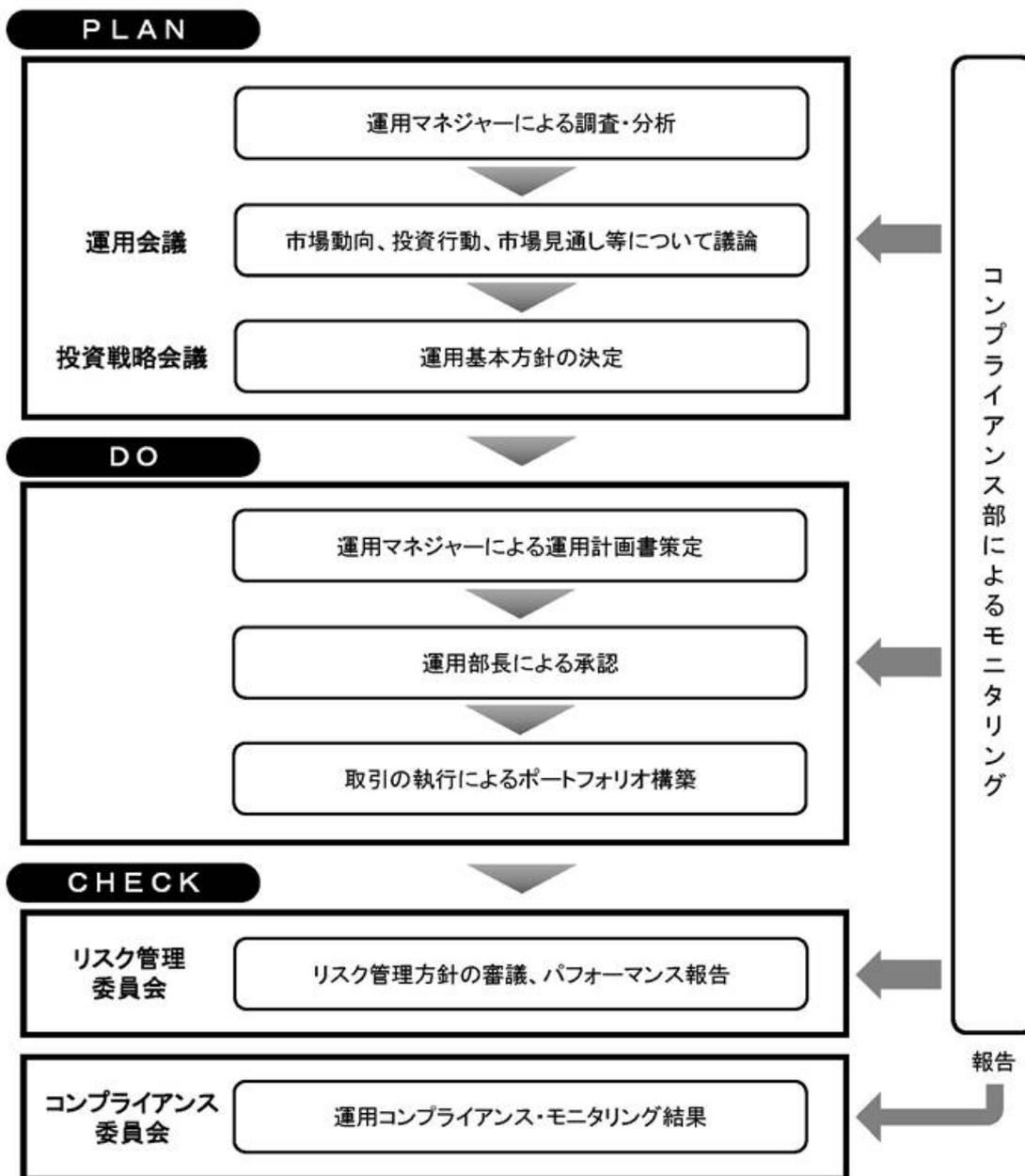
「PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハイインカム・ファンド・クラスS(円)」

主要投資対象	通常、純資産総額の60%以上を、新興国(過去5年連続で高所得のOECD諸国として世界銀行に分類されている国以外の国。以下同じ。)の債券、通貨およびそれらの派生商品に分散投資を行ないます。派生商品は、先渡取引もしくはオプション取引、先物取引、スワップ取引などに投資します。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新興国の債券、通貨などに投資を行ない、安定的な利子収入の確保とトータルリターンを最大化をめざします。 ・新興国投資の相対的なリスクや期待リターンの水準により、一部、為替ヘッジを行なったリ、新興国以外の債券や通貨などに投資することがあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、純資産総額の60%以上を、新興国の債券、通貨およびそれらの派生商品に投資します。 ・ファンドの平均デュレーションは、原則として、0～3年の範囲を超えないものとします。
運用会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託報酬等	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に関する租税など。

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。



(運用基本方針の決定)

1. 市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

2. 投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

3. 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される「投資戦略会議」において、運用基本方針が決定されます。

(ポートフォリオの構築)

1. 運用計画書策定

「投資戦略会議」で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

2. 運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

3. ポートフォリオの構築

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

4. 取引の執行

売買の執行は、投資判断を行う担当者(ファンドの主担当)と異なる担当者(同副担当者)によって行われます。

(運用内容の検証)

1. リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、「リスク管理委員会」で実施されます。

2. コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます(以下、運用コンプライアンス・モニタリング)。

運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、「コンプライアンス委員会」で報告されます。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時(年1回、毎年10月3日。休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

(5)【投資制限】

当ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

() 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

() 外貨建資産への直接投資は行いません。

() デリバティブの直接利用は行いません。

(iv) 株式への直接投資は行いません。

() 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する

比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

() 公社債の借入れ(信託約款第21条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

() 資金の借入れ(信託約款第27条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の法令上の投資制限

当ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

3【投資リスク】

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外貨建資産含む)を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた損失および利益はすべて投資者の皆様は帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの基準価額の変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク(デフォルト・リスク)

一般に発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債および株式等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難になることがあります。

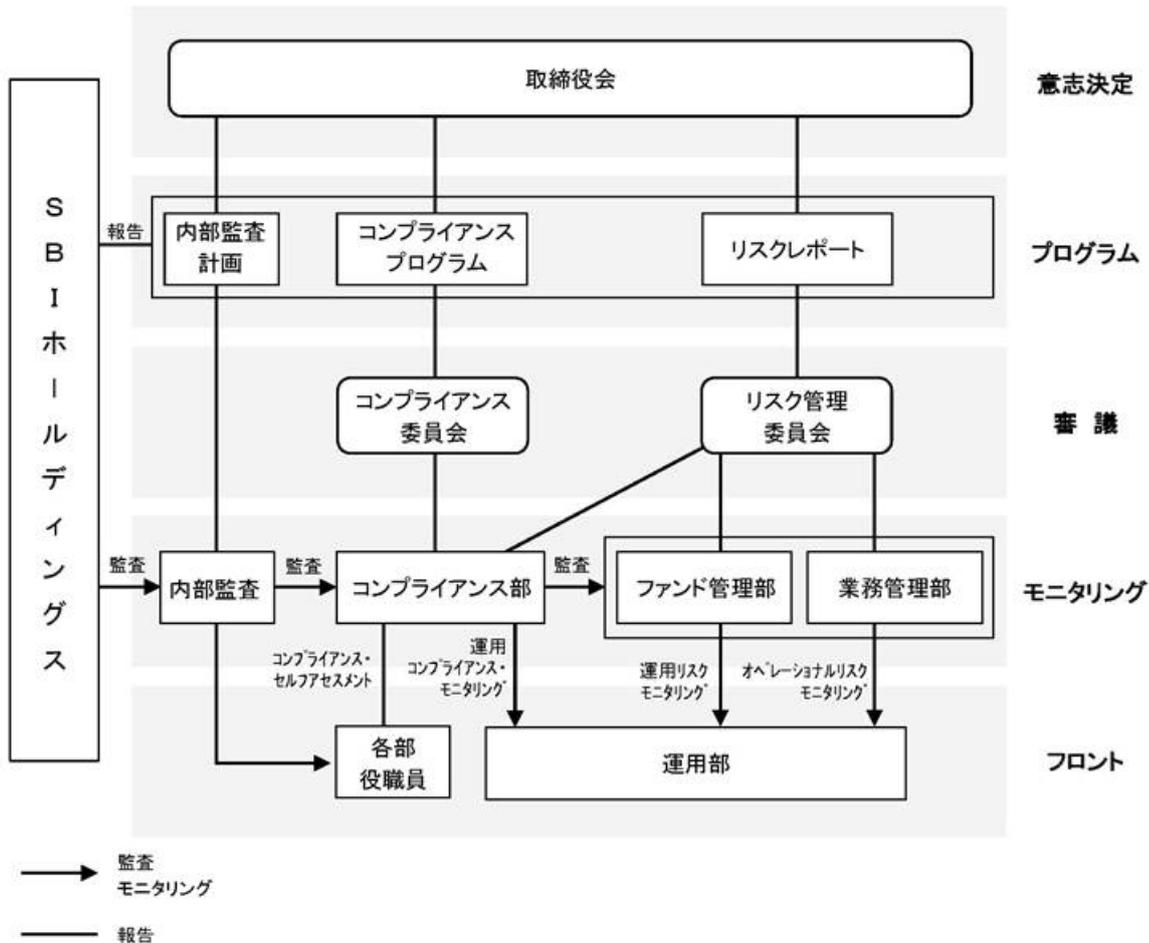
流動性リスク

組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。

<その他留意事項>

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》



委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っております。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(フロントモニタリング)

- ・コンプライアンス部は、各部からコンプライアンス・セルフアセスメントの報告を受けます。また、各部の内部監査を実施し業務体制を監査します。
- ・コンプライアンス部は、運用に関するコンプライアンス・モニタリングを行います。
- ・リスク管理について、運用リスクのモニタリングはファンド管理部、オペレーショナルリスクのモニタリングは業務管理部、法務リスクはコンプライアンス部が行います。

（リスク管理プロセス）

- ・リスクの特定：リスクの種類・所在を、認識するプロセス。
- ・リスクの計測：リスクの状況(影響度、発生頻度等)を評価するプロセス。
- ・リスクのコントロール：規則・規程等により定めた権限・限度設定及び他の制御手法に基づいて、リスクの状況を統制するプロセス。
- ・リスクのモニタリング：業務運営部署から独立した管理部署による、リスクの状況に対する適時な把握及び然るべき上位者への報告プロセス。

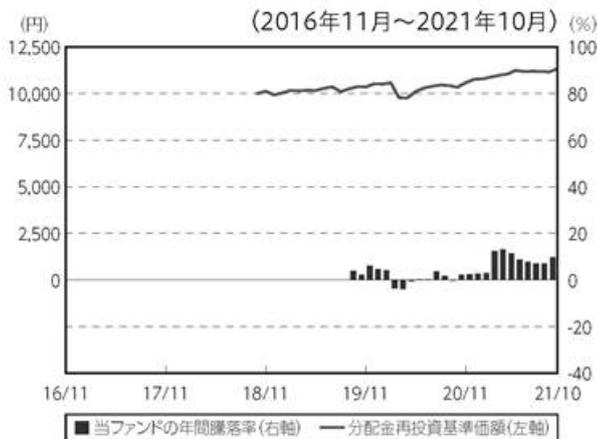
運用者の意思決定方向を調整相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
運用会議	原則月1回	市場動向、投資行動、市場見通し等について議論
投資戦略会議	原則月1回	運用基本方針の決定
リスク管理委員会	原則月1回	リスク管理方針の審議、パフォーマンス報告
コンプライアンス委員会	原則月1回	法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況の監視および報告

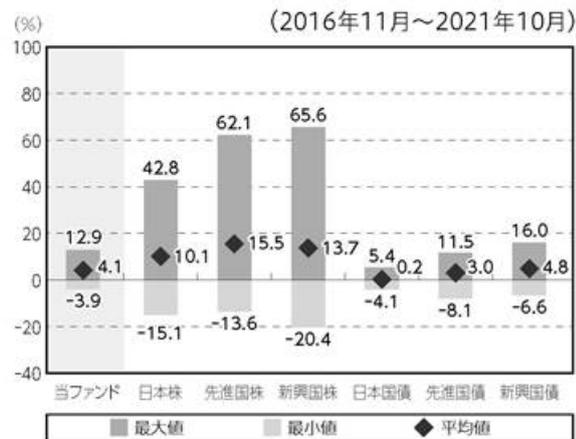
上記体制は、今後、変更となる場合があります。

< 参考情報 >

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2018年10月4日から2021年10月29日のデータを基に算出しております。

《代表的な資産クラスの指数》

日本株…Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 先進国株…Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
 新興国株…Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
 日本国債…Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
 先進国債…Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
 新興国債…Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

《各指数の概要》

日本株: Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
 先進国株: Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
 新興国株: Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
 日本国債: Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
 先進国債: Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
 新興国債: Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

《重要事項》

Morningstar, Inc.またはイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」といいます)は、「SBI-PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)」(以下、「当ファンド」といいます)を組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な世界株式市場の騰落率と連動するMorningstarインデックスの能力について、当ファンドの投資者または公衆に対し、明示または黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。Morningstarインデックスは、MorningstarグループがSBIボンド・インベストメント・マネジメント(以下、「当社」といいます)または当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成または算定を行うにあたり、当社または当ファンドの投資者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティングまたは売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、当社、当ファンドの投資者またはユーザー、またはその他の人または法人が、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータについて明示または黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的または使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、たとえこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年0.8294%(税抜：年0.754%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)		年0.754%(税抜)	信託報酬 = 保有期間中の日々の純資産総額 × 信託報酬率(年率)
内 訳	委託会社	年0.579%(税抜)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.150%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.025%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象ファンド		かかりません。	-
実質的な負担		年0.8294% (税抜：年0.754%)	-

*運用の指図権限の委託先であるビムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年10月および信託終了のときにビムコジャパンリミテッドに支払われるものとし、その報酬額は、信託財産に属する外国投資信託受益証券の日々の時価総額に、年0.45%以内の率を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができます。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益(個別元本超過額)については、所得税及び地方税は非課税となっております。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年10月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	619,151,807	98.99
	小計	619,151,807	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	6,304,445	1.01
合計(純資産総額)		625,456,252	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年10月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託 受益証券	PIMCO バミューダ・ グローバル・ ボンド・ エクス・ジャパン・ ファンド・ クラスS(円)	36,671.52	11,463.69	420,391,275	11,722.00	429,863,557	68.73
バミューダ	投資信託 受益証券	PIMCO バミューダ・ エマージング・ カレンシー・ ハイインカム・ ファンド・ クラスS(円)	16,695.03	11,161.15	186,335,735	11,338.00	189,288,250	30.26

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2021年10月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2021年10月29日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2019年10月3日)	64,799,112	64,799,112	1.0151	1.0151
第2計算期間末 (2020年10月5日)	216,063,777	216,063,777	1.0415	1.0415
第3計算期間末 (2021年10月4日)	574,753,280	574,753,280	1.1092	1.1092
2020年10月末日	238,804,090	-	1.0337	-
11月末日	255,854,078	-	1.0578	-
12月末日	273,459,639	-	1.0768	-
2021年1月末日	301,176,089	-	1.0786	-
2月末日	324,100,525	-	1.0881	-
3月末日	351,036,177	-	1.0980	-
4月末日	383,304,659	-	1.1041	-
5月末日	410,065,423	-	1.1244	-
6月末日	445,898,518	-	1.1181	-
7月末日	482,376,357	-	1.1200	-
8月末日	548,440,295	-	1.1193	-
9月末日	578,009,431	-	1.1160	-
10月末日	625,456,252	-	1.1325	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2018年10月4日～2019年10月3日	0.00
第2計算期間	2019年10月4日～2020年10月5日	0.00
第3計算期間	2020年10月6日～2021年10月4日	0.00

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	2018年10月4日～2019年10月3日	1.51
第2計算期間	2019年10月4日～2020年10月5日	2.60
第3計算期間	2020年10月6日～2021年10月4日	6.50

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末の基準価額10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済み数量(口)
第1計算期間	2018年10月4日～ 2019年10月3日	70,606,872	6,774,721	63,832,151
第2計算期間	2019年10月4日～ 2020年10月5日	175,516,695	31,888,541	207,460,305
第3計算期間	2020年10月6日～ 2021年10月4日	417,641,922	106,941,248	518,160,979

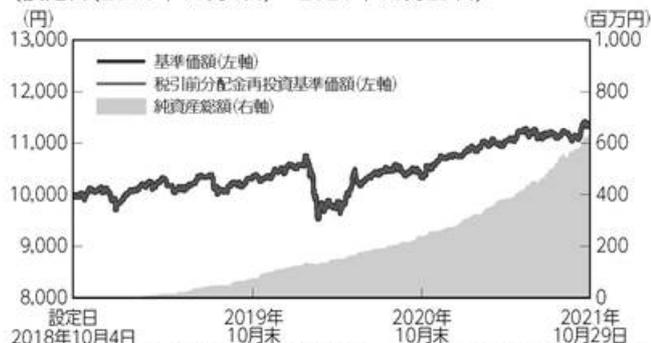
(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含みます。

(参考情報)

(基準日:2021年10月29日)

基準価額・純資産の推移

(設定日(2018年10月4日)～2021年10月29日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	11,325円
純資産総額	625.46百万円

《分配の推移(1万口当たり、税引前)》

決算期	金額
第1期(2019年10月3日)	0円
第2期(2020年10月5日)	0円
第3期(2021年10月4日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

《組入資産の状況》

組入資産	組入比率
PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)	68.7%
PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハインカム・ファンド・クラスS(円)	30.3%
現金等	1.0%
合計	100.0%

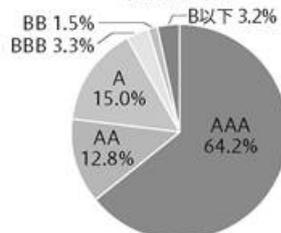
※組入比率は当ファンドの純資産に対する比率です。
 ※「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

●PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)

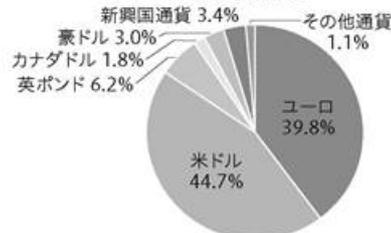
ポートフォリオ特性

平均格付け	AA
平均デュレーション	6.90
平均最終利回り	1.55%
平均クーポン	1.81%
平均直接利回り	1.92%
銘柄数	371

格付別配分



通貨別配分



※格付別配分の+-等の符号は省略して表示しています。

出所：PIMCO

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《投資対象ファンドにおける組入上位10銘柄》

	銘柄名	債券種別	クーポン	償還日	通貨	格付MDY	格付S&P	保有比率
1	米国国債	国債/政府機関債	1.625%	2050年11月15日	USD	Aaa	AA+	2.8%
2	米国国債	国債/政府機関債	1.875%	2041年2月15日	USD	Aaa	AA+	2.5%
3	豪州国債	国債/政府機関債	0.500%	2026年9月21日	AUD	Aaa	AAA	2.1%
4	フランス国債	国債/政府機関債	3.250%	2045年5月25日	EUR	Aa2	AA	1.9%
5	英国国債	国債/政府機関債	4.250%	2040年12月7日	GBP	Aa3	AA	1.7%
6	スペイン国債	国債/政府機関債	0.250%	2024年7月30日	EUR	Baa1	A	1.7%
7	ニクレディ・レアルクレディ	先進国社債	1.000%	2050年10月1日	DKK	-	AAA	1.6%
8	スペイン国債	国債/政府機関債	1.400%	2028年7月30日	EUR	Baa1	A	1.5%
9	米国国債(物価連動)	国債/政府機関債	2.500%	2029年1月15日	USD	Aaa	AA+	1.5%
10	米国国債	国債/政府機関債	1.375%	2040年11月15日	USD	Aaa	AA+	1.3%

※ハイフン(-)は、格付けを取得していません。

出所：PIMCO

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(基準日:2021年10月29日)

●PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ハイインカム・ファンド・クラスS(円)

格付別構成比

商品種別	格付	比率
短期金融商品	P-1	17.7%
	P-2	15.3%
	P-3以下	40.6%
	平均格付	P-2
債券	Aaa	1.3%
	Aa	10.4%
	A	1.3%
	Baa以下	13.5%
	平均格付	Baa1

※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。

最終利回り

最終利回り	7.10%
-------	-------

※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。

※将来得られる期待利回りを示すものではありません。

出所：PIMCO

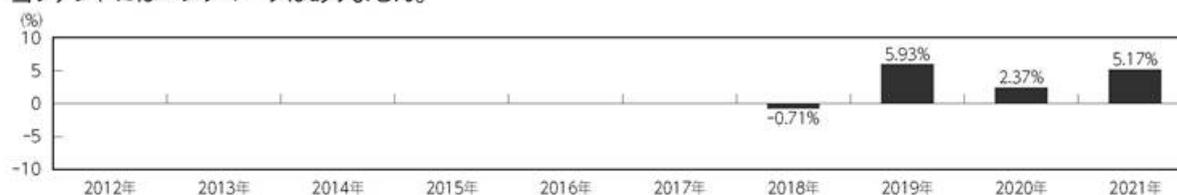
外国通貨別構成比

通貨名	比率
ロシアルーブル	11.01%
インドネシアルピア	10.33%
南アフリカランド	10.24%
チリペソ	10.04%
インドルピー	10.03%
中国人民幣元	9.99%
ブラジルリアル	9.91%
フィリピンペソ	9.17%
メキシコペソ	8.60%
トルコリラ	8.48%
カザフスタンテング	1.07%
マレーシアリンギット	1.05%
チェココルナ	1.05%
ウルグアイペソ	0.48%
コロンビアペソ	0.26%
その他	-1.72%

※先物取引、スワップ取引を考慮して算出しているため、取引内容によってはマイナスの値が表示されることがあります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の収益率です。

※2018年は設定日2018年10月4日(10,000円)から12月末まで、2021年は10月末までの収益率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休業日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0147（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbibim.co.jp/
--

(2) お申込単位

最低単位を1円または1口単位として販売会社が定めるものとします。

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、販売会社は前記(1)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(3) お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(4) お申込手数料

お申込手数料はかかりません。

当ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、

その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休業日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0147（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbibim.co.jp/
--

c. 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については前記b.の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して6営業日目以降にお支払いいたします。

e. その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受けたかかるお申込みを保留または取消することができます。前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できません。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

当ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
(基準価額は便宜上1万口当たりで表示される場合があります。)

() 主な投資対象資産の評価方法

投資信託証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

() 基準価額の算出頻度・照会方法

当ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(1万口当たり)が掲載されています。
なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBI Bond・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0147（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbibim.co.jp/
--

(2) 【保管】

当ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は信託契約締結日から、原則として無期限です。
ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として10月4日から翌年10月3日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「()約款変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項(前記の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

() 運用報告書

当ファンドは、毎年10月の決算時及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に自動継続投資約款に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
- ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払を開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに、同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2020年10月6日から2021年10月4日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBI - PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2020年10月5日現在)	第3期 (2021年10月4日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,345,562	8,192,659
投資信託受益証券	214,906,833	569,377,639
流動資産合計	217,252,395	577,570,298
資産合計	217,252,395	577,570,298
負債の部		
流動負債		
未払金	260,000	700,000
未払解約金	182,416	219,698
未払受託者報酬	24,741	62,910
未払委託者報酬	721,461	1,834,410
流動負債合計	1,188,618	2,817,018
負債合計	1,188,618	2,817,018
純資産の部		
元本等		
元本	207,460,305	518,160,979
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	8,603,472	56,592,301
(分配準備積立金)	3,178,552	15,097,295
元本等合計	216,063,777	574,753,280
純資産合計	216,063,777	574,753,280
負債純資産合計	217,252,395	577,570,298

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 (自 2019年10月4日 至 2020年10月5日)	第3期 (自 2020年10月6日 至 2021年10月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	4,666,552	19,960,806
営業収益合計	4,666,552	19,960,806
営業費用		
支払利息	156	37
受託者報酬	39,363	101,532
委託者報酬	1,147,954	2,960,524
営業費用合計	1,187,473	3,062,093
営業利益又は営業損失()	3,479,079	16,898,713
経常利益又は経常損失()	3,479,079	16,898,713
当期純利益又は当期純損失()	3,479,079	16,898,713
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	19,760	4,132,298
期首剰余金又は期首欠損金()	966,961	8,603,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,875,180	42,033,493
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,875,180	42,033,493
剰余金減少額又は欠損金増加額	697,988	6,811,079
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	697,988	6,811,079
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	8,603,472	56,592,301

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 (2020年10月5日現在)	第3期 (2021年10月4日現在)
1. 当該計算期間の末日における 受益権の総数	207,460,305口	518,160,979口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る 場合におけるその差額	-円	-円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0415円 (10,415円)	1.1092円 (11,092円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 (自 2019年10月4日 至 2020年10月5日)	第3期 (自 2020年10月6日 至 2021年10月4日)
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額 A	-円	-円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券等損益額 B	3,178,552円	12,766,340円
収益調整金額 C	5,425,124円	41,495,006円
分配準備積立金額 D	-円	2,330,955円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	8,603,676円	56,592,301円
当ファンドの期末残存口数 F	207,460,305口	518,160,979口
1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10000	414.71円	1,092.17円
1万口当たり分配金額 H	-円	-円
収益分配金金額 I=F*H/10000	-円	-円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 (自 2019年10月 4 日 至 2020年10月 5 日)	第 3 期 (自 2020年10月 6 日 至 2021年10月 4 日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用会議、投資戦略会議、リスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 2 期 (2020年10月 5 日現在)	第 3 期 (2021年10月 4 日現在)
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として すべて時価で評価しているため、貸借 対照表計上額と時価との差額はありま せん。	同左
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注 記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるた め、帳簿価額は時価と近似しているこ とから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	同左
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額が含まれ ております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 2 期 (自 2019年10月 4 日 至 2020年10月 5 日)	第 3 期 (自 2020年10月 6 日 至 2021年10月 4 日)
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	4,629,447	17,806,455
合 計	4,629,447	17,806,455

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項 目	第 2 期	第 3 期
	(自 2019年10月 4 日 至 2020年10月 5 日)	(自 2020年10月 6 日 至 2021年10月 4 日)
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	63,832,151円	207,460,305円
期中追加設定元本額	175,516,695円	417,641,922円
期中一部解約元本額	31,888,541円	106,941,248円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評 価 額	備 考
投資信託受益証券	PIMCOバミューダ・エマージング・カレンシー・ ハイインカム・ファンド・クラスS(円)	15,709.54	175,129,951	
	PIMCOバミューダ・グローバル・ボンド・ エクス・ジャパン・ファンド・クラスS(円)	34,435.12	394,247,688	
合 計		50,144.66	569,377,639	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2021年10月29日現在
資産総額	627,944,470円
負債総額	2,488,218円
純資産総額(-)	625,456,252円
発行済口数	552,300,792口
1口当たり純資産額(/)	1.1325円
(1万口当たり純資産額)	(11,325円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等（振替の申請をするもの）とします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額(2021年10月末日現在)

委託会社の資本金の額は金150百万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,000株です。

発行済株式の総数

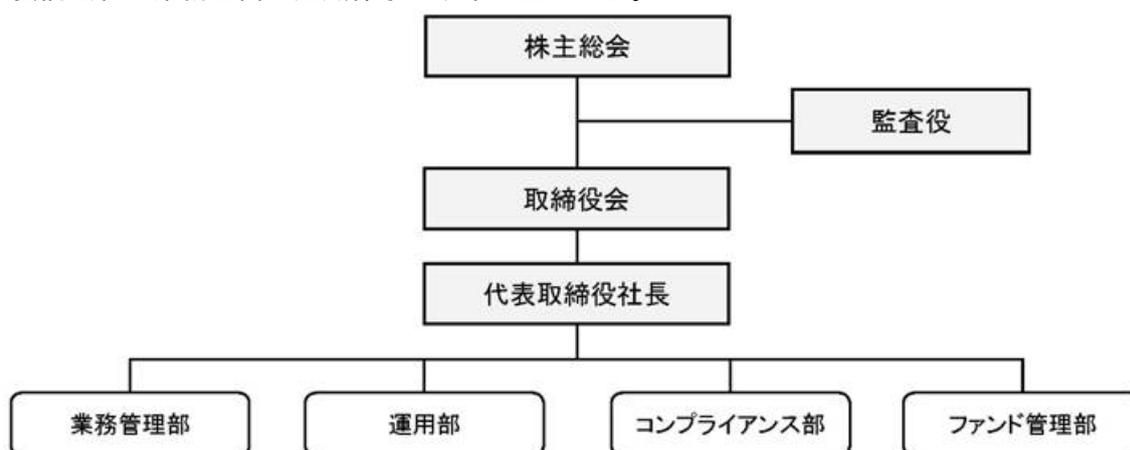
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は6,000株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。

投資運用の意思決定機構

(運用基本方針の決定)

1. 市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

2. 投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

3. 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される「投資戦略会議」において、運用基本方針が決定されます。

(ポートフォリオの構築)

1. 運用計画書策定

「投資戦略会議」で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

2. 運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

3. ポートフォリオの構築

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

4. 取引の執行

売買の執行は、投資判断を行う担当者(ファンドの主担当)と異なる担当者(同副担当者)によって行われます。

(運用内容の検証)

1. リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、「リスク管理委員会」で実施されます。

2. コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます(以下、運用コンプライアンス・モニタリング)。

運用コンプライアンス・モニタリングに関する項目は、「運用に関するコンプライアンス管理細則」によります。

運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、「コンプライアンス委員会」で報告されます。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年10月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2021年10月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	54	152,485
単位型株式投資信託	255	814,198

3【委託会社等の経理状況】

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表ならびに当事業年度に係る中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (令和2年3月31日現在)		当事業年度 (令和3年3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			374,168		694,448
前払費用			12,979		17,973
未収入金			2,058		1,174
未収委託者報酬			146,121		213,053
未収運用受託報酬			24,598		24,496
立替金			2,121		174
流動資産計			562,047		951,320
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	3,949		2,495	
器具備品	1	278		167	
無形固定資産					
ソフトウェア		4,300		13,220	
商標権		194		163	
投資その他の資産					
投資有価証券		97		109	
長期前払費用		6,178		2,609	
繰延税金資産		2,941		6,273	
差入保証金		9,040		9,040	
固定資産計			26,981		34,078
資産合計			589,029		985,399

(負債の部)					
流動負債					
未払金			46,700		77,049
未払手数料		32,471		50,571	
その他未払金		14,229		26,478	
未払消費税等			15,925		27,207
未払法人税等			45,193		107,361
未払費用			35,078		34,963
預り金			1,455		1,595
その他			19,949		39,578
流動負債計			164,302		287,757
固定負債					
資産除去債務			1,321		-
固定負債計			1,321		-
負債合計			165,624		287,757
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			150,000		150,000
資本剰余金			150,000		150,000
資本準備金		150,000		150,000	
利益剰余金			123,406		397,635
その他利益剰余金		123,406		397,635	
繰越利益剰余金		123,406		397,635	
株主資本計			423,406		697,635
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			1		6
評価・換算差額等合計			1		6
純資産合計			423,404		697,641
負債・純資産合計			589,029		985,399

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成31年4月 1日 至 令和 2年3月31日)		当事業年度 (自 令和 2年4月 1日 至 令和 3年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			616,780		913,541
運用受託報酬			82,813		89,835
営業収益計			699,593		1,003,376
営業費用					
支払手数料			118,849		212,582
広告宣伝費			11,407		11,000
委託調査費			97,643		81,785
協会費			2,139		2,540
委託計算費			146,239		170,862
支払報酬			-		2,500
営業費用計			376,279		481,271
一般管理費					
給与			59,524		62,995
役員報酬		25,000		25,850	
給与・手当		33,024		37,145	
賞与		1,500		-	
法定福利費			7,596		8,602
福利厚生費			870		1,456
退職給付費用			2,173		2,489
募集費			2,850		250
業務委託費			17,865		17,606
不動産賃料			8,116		8,116
修繕維持費			2,028		2,056
固定資産減価償却費			2,765		3,451
租税公課			4,994		10,325
什器備品費			498		162
支払報酬			5,165		6,579
諸経費			6,264		5,116
一般管理費計			120,714		129,207
営業利益			202,599		392,897
営業外収益					
受取利息			1		2
為替差益			-		129
雑収入			203		245
営業外収益計			204		377
営業外費用					
為替差損			212		-

その他			-	0
営業外費用計			212	0
経常利益			202,591	393,273
税引前当期純利益			202,591	393,273
法人税、住民税及び事業税			48,733	122,381
法人税等調整額			11,542	3,335
当期純利益			142,315	274,228

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	18,908	18,908	281,091
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				142,315	142,315	142,315
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	142,315	142,315	142,315
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	0	0	281,092
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			142,315
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2	2	2
当 期 変 動 額 合 計	2	2	142,312
当 期 末 残 高	1	1	423,404

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				274,228	274,228	274,228
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	274,228	274,228	274,228
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1	1	423,404
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			274,228
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	8	8	8
当 期 変 動 額 合 計	8	8	274,236
当 期 末 残 高	6	6	697,641

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	5年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により算出した金額及び個別に見積りした金額を計上しております。

なお、当事業年度末における貸倒引当金の計上はございません。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、当事業年度末における賞与引当金の計上はございません。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

1．当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 6,273千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和2年3月31日現在)		当事業年度 (令和3年3月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	380千円	建物	515千円
器具備品	521千円	器具備品	632千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)					当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000			6,000	普通株式	6,000			6,000
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（金融商品関係）

前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)																																																																												
<p>1．金融商品の状況に関する事項</p> <p style="text-align: center;">金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。</p> <p style="text-align: center;">金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。</p> <p>当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。</p> <p>2．金融商品の時価等に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照 表計上額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">時価 (千円)</th> <th style="text-align: center;">差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td style="text-align: right;">374,168</td> <td style="text-align: right;">374,168</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">146,121</td> <td style="text-align: right;">146,121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">24,598</td> <td style="text-align: right;">24,598</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td style="text-align: right;">544,888</td> <td style="text-align: right;">544,888</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 未払手数料</td> <td style="text-align: right;">32,471</td> <td style="text-align: right;">32,471</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) その他未払金</td> <td style="text-align: right;">14,229</td> <td style="text-align: right;">14,229</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td style="text-align: right;">46,700</td> <td style="text-align: right;">46,700</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>資産</p> <p>(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料、(2) その他未払金</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内 (千円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	374,168	374,168		(2) 未収委託者報酬	146,121	146,121		(3) 未収運用受託報酬	24,598	24,598		資産計	544,888	544,888		(1) 未払手数料	32,471	32,471		(2) その他未払金	14,229	14,229		負債計	46,700	46,700			1年以内 (千円)	1年超 (千円)				<p>1．金融商品の状況に関する事項</p> <p style="text-align: center;">金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。</p> <p style="text-align: center;">金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。</p> <p>当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。</p> <p>2．金融商品の時価等に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照 表計上額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">時価 (千円)</th> <th style="text-align: center;">差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td style="text-align: right;">694,448</td> <td style="text-align: right;">694,448</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">213,053</td> <td style="text-align: right;">213,053</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">24,496</td> <td style="text-align: right;">24,496</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td style="text-align: right;">931,998</td> <td style="text-align: right;">931,998</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 未払手数料</td> <td style="text-align: right;">50,571</td> <td style="text-align: right;">50,571</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) その他未払金</td> <td style="text-align: right;">26,478</td> <td style="text-align: right;">26,478</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td style="text-align: right;">77,049</td> <td style="text-align: right;">77,049</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>資産</p> <p>(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料、(2) その他未払金</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内 (千円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	694,448	694,448		(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053		(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496		資産計	931,998	931,998		(1) 未払手数料	50,571	50,571		(2) その他未払金	26,478	26,478		負債計	77,049	77,049			1年以内 (千円)	1年超 (千円)			
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																																										
(1) 現金・預金	374,168	374,168																																																																											
(2) 未収委託者報酬	146,121	146,121																																																																											
(3) 未収運用受託報酬	24,598	24,598																																																																											
資産計	544,888	544,888																																																																											
(1) 未払手数料	32,471	32,471																																																																											
(2) その他未払金	14,229	14,229																																																																											
負債計	46,700	46,700																																																																											
	1年以内 (千円)	1年超 (千円)																																																																											
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																																										
(1) 現金・預金	694,448	694,448																																																																											
(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053																																																																											
(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496																																																																											
資産計	931,998	931,998																																																																											
(1) 未払手数料	50,571	50,571																																																																											
(2) その他未払金	26,478	26,478																																																																											
負債計	77,049	77,049																																																																											
	1年以内 (千円)	1年超 (千円)																																																																											

(1) 現金・預金	374,168	
(2) 未収委託者報酬	146,121	
(3) 未収運用受託報酬	24,598	
資産計	544,888	

(1) 現金・預金	694,448	
(2) 未収委託者報酬	213,053	
(3) 未収運用受託報酬	24,496	
資産計	931,998	

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	当事業年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,173千円です。</p>	<p>1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,489千円です。</p>

(税効果会計関係)

前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,448千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">865千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">3,313千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する費用</td> <td style="text-align: right;">372千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">372千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right;">2,941千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		繰越欠損金	-	未払事業税	2,448千円	その他	865千円	繰延税金資産合計	3,313千円	繰延税金負債		資産除去債務に対応する費用	372千円	繰延税金負債合計	372千円	繰延税金資産(負債)の純額	2,941千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,219千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">57千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">6,276千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">3千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right;">6,273千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		繰越欠損金	-	未払事業税	6,219千円	その他	57千円	繰延税金資産合計	6,276千円	繰延税金負債		資産除去債務に対応する費用	-	その他有価証券評価差額金	3千円	繰延税金負債合計	3千円	繰延税金資産(負債)の純額	6,273千円
繰延税金資産																																							
繰越欠損金	-																																						
未払事業税	2,448千円																																						
その他	865千円																																						
繰延税金資産合計	3,313千円																																						
繰延税金負債																																							
資産除去債務に対応する費用	372千円																																						
繰延税金負債合計	372千円																																						
繰延税金資産(負債)の純額	2,941千円																																						
繰延税金資産																																							
繰越欠損金	-																																						
未払事業税	6,219千円																																						
その他	57千円																																						
繰延税金資産合計	6,276千円																																						
繰延税金負債																																							
資産除去債務に対応する費用	-																																						
その他有価証券評価差額金	3千円																																						
繰延税金負債合計	3千円																																						
繰延税金資産(負債)の純額	6,273千円																																						

（セグメント情報等）

前事業年度 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	当事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
<p>1.セグメント情報</p> <p>当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2.関連情報</p> <p>サービスごとの情報</p> <p>投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3.主要な顧客ごとの情報</p> <p>特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>1.セグメント情報</p> <p>当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2.関連情報</p> <p>サービスごとの情報</p> <p>投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3.主要な顧客ごとの情報</p> <p>特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI ホールディングス 株式会社	東京都港区	92,018	株式等の保 有を通じた 企業グルー プの統括・ 運営等	(被所有) 間接 90.0%	役員の兼務 本社建物の賃借 出向等	人件費等 の立替	60,866	その他 未払金	4,294
									差入保 証金	9,040

(注) 1 . 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれておりま
す。

2 . 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会 社	SBI生命 株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業		投資一任契約	運用受託 報酬 (注2)	20,171	未収運 用受託 報酬	5,679
	SBI損害保険 株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業		投資一任契約 投資助言契約	運用受託 報酬 (注2)	7,596	未収運 用受託 報酬	4,385

(注) 1 . 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれておりま
す。

2 . 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

モーニングスター株式会社（東京証券取引所ジャスダック市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI ホールディングス 株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた 企業グループの統括・ 運営等	(被所有) 間接 90.0%	役員の兼務 本社建物の賃借 出向等	人件費等 の立替 (注2)	67,546	その他 未払金	4,662
							保証金の 差入 (注2)		差入保 証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会 社	SBI生命 株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業		投資一任契約	運用受託 報酬 (注2)	20,231	未収運 用受託 報酬	5,915
	SBI損害保険 株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業		投資一任契約 投資助言契約	運用受託 報酬 (注2)	3,686	未収運 用受託 報酬	523

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
1株当たり純資産額	70,567円48銭	1株当たり純資産額	116,273円65銭
1株当たり純利益金額	23,719円21銭	1株当たり純利益金額	45,704円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	142,315千円	当期純利益	274,228千円
普通株主に帰属しない金額	-千円	普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株主に係る当期純利益	142,315千円	普通株主に係る当期純利益	274,228千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	798,639
前払費用	23,040
未収入金	1,154
未収委託者報酬	250,214
未収運用受託報酬	23,911
流動資産合計	1,096,960
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 2,376
器具備品	1 118
有形固定資産合計	2,495
無形固定資産	
ソフトウェア	18,270
商標権	147
無形固定資産合計	18,418
投資その他の資産	
投資有価証券	111
長期前払費用	824
繰延税金資産	4,719
差入保証金	9,040
投資その他の資産合計	14,695
固定資産合計	35,608
資産合計	1,132,568

(単位：千円)

当中間会計期間

(令和3年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	92,622
未払手数料	62,087
その他未払金	30,535
未払消費税等	² 11,473
未払法人税等	71,830
未払費用	36,220
仮受金	67,618
流動負債合計	279,766
負債合計	279,766
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	552,794
利益剰余金合計	552,794
株主資本合計	852,794
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	8
評価・換算差額等合計	8
純資産合計	852,802
負債純資産合計	1,132,568

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	551,090
運用受託報酬	44,156
営業収益計	595,246
営業費用	
支払手数料	129,083
広告宣伝費	750
委託調査費	49,144
協会費	1,414
委託計算費	110,024
支払報酬	1,000
営業費用計	291,416
一般管理費	
給料	38,970
役員報酬	13,700
給料・手当	21,570
賞与	3,700
法定福利費	6,161
福利厚生費	805
退職給付費用	1,619
募集費	2,750
業務委託費	10,325
不動産賃料	4,058
修繕維持費	1,028
固定資産減価償却費	2,973
租税公課	5,622
支払報酬	3,135
諸経費	2,823
一般管理費計	80,272
営業利益	223,557
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	94
雑収入	193
営業外収益計	289
経常利益	223,847
税引前中間純利益	223,847
法人税、住民税及び事業税	67,133
法人税等調整額	1,553

法人税等合計	68,687
中間純利益	155,159

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635
当中間期変動額						
中間純利益				155,159	155,159	155,159
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計				155,159	155,159	155,159
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000	552,794	552,794	852,794

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	6	6	697,641
当中間期変動額			
中間純利益			155,159
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1	1	1
当中間期変動額合計	1	1	155,160
当中間期末残高	8	8	852,802

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年3月31日以前に取得した有形固定資産については定率法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	5年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。

運用受託報酬 投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（表示方法の変更）

（中間貸借対照表）

前中間会計期間において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「仮受金」は、金額的重要性が増したため、当中間期間において独立掲記することとしております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
建物	634千円
器具備品	681千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	167千円
無形固定資産	2,805千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	6,000			6,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（令和3年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	111	111	
資産計	111	111	

(*1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払手数料」「その他未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和3年9月30日）

投資信託（中間貸借対照表計上額 111千円）に関する事項については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」（令和二年三月六日内閣府令第九号）に基づき、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. セグメント情報

当社の事業は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	142,133円77銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	852,802
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	852,802
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数(株)	6,000

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	25,859円91銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	155,159
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	155,159
普通株式の期中平均株式数(株)	6,000

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2021年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託 受託会社	株式会社日本カストディ銀行	当ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。

3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託 受託会社	株式会社日本カストディ銀行	該当事項はありません。
販売会社	株式会社SBI証券	親会社等の子会社等

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」、「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月8日

SBI bonds・Investment Management株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月22日

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中島紀子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI - PIMCO 世界債券アクティブファンド（DC）の2020年10月6日から2021年10月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI - PIMCO 世界債券アクティブファンド（DC）の2021年10月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年11月30日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析の手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。